

# 大谷第一自治会 会則

## (名 称)

第1条 この会は、大谷第一自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

## (目 的)

第2条 この会は、地域住民の親睦を図ると共に、教養の向上並びに共同福祉の増進を図ることを目的とする。

## (組 織)

第3条 この会は、大谷第一地区に居住する世帯主及び事業所等の代表者又は責任者を以て組織する。

## (事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 文化教養に関する事
2. 保健体育に関する事
3. 交通安全対策に関する事
4. 慶弔慰問及び厚生娯楽に関する事
5. 公共諸団体との連絡協調に関する事
6. 公共その他の寄付金、募金に関する事
7. 環境に関する事
8. 会員の共同福祉に関する事
9. 広報宣伝に関する事
10. 青少年の健全育成に関する事
11. 防災・防犯に関する事

## (役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会長1、副会長3、監事3、会計2、理事26～30(部長7)、事務局員(若干名)  
但し、理事は各地域8～10名宛、監事は各地域1名宛推薦するものとする。  
なお、事務局員は、会長が委嘱することができる。

第6条 役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。  
役員は、任期終了後も新任者に引き継ぎするまでその職務を行なう。

第7条 会長・副会長・監事は、総会で選挙又は推薦による。

理事は、各地域において互選したものとし、  
部長は、理事中より選出、会長が委嘱する。会長は、会計を理事中から委嘱する。  
組長及び班長を置くことができる。

第8条 第4条に定めた事業を行なうため、次の部を置く。

総務部、厚生部、保健体育部、環境部、広報部、交通安全対策部、  
文化教養及び育成部

第9条 自警消防団は、自治会の管轄下であり、消防・防災の活動を行なう。

第10条 会長は、会を代表し会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事あるときはこれを代理する。

理事は、会長の要請により理事会を構成し会務の審議並びに事業の執行、地域組長・班長は、担当地域内の連絡調整に当たる。

監事は、会計を監査する。部長は、専門事項の実施に当たる。

役員は、すべて名誉職とする。但し費用弁償を受けることができる。

第11条 会長は、総会に諮って顧問・相談役を委嘱することができる。

顧問・相談役は、重要な会務について会長の諮問に答える。

#### (会 議)

第12条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

定例総会は、毎年1回年度初め(4月)に開き、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要請があったときこれを開く。なお、やむを得ない理由により集合しての開催が困難の場合は、書面による開催を可とする。

第13条 総会に付議すべき事項は、概ね次の通りとする。

1. 会則の改正
2. 収支予算及び事業計画
3. 収支決算及び事業報告
4. その他重要と認められる事項

第14条 役員会は、会務の運営上必要と認めたとき会長これを招集する。

1. 役員会

第15条 議事は、出席者の過半数の同意を以て決する。

#### (機 構)

第16条 会の円滑なる運営を図るため、会の地域を分ち、組及び班を次のごとく置く。  
組及び班の区画は、別に定める。

第17条 必要あるときは、組長は各組織、班の会議を開くことができる。

区画は、下記の通りとする。

- 1 組 (上組)
- 2 組 (中組)
- 3 組 (下組)

第18条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入を以てあてる。

会費は、1世帯月額250円とする。

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

#### (補助金)

第20条 この会は、次に掲げる団体に補助金を交付することができる。

1. 長寿会
2. 大谷第一ソフトボール
3. その他

#### (慶 弔)

第21条 弔慰金を次の通り定める。

世帯主死亡の場合(会員名簿名) 金 5,000円也

災害の場合 金 10,000円也

その他に関しては、役員会により決定する。

急を要するときは、会長が処理する。

(雑 則)

第22条 この会に次の書類及び帳簿を備えるものとする。

1. 会則
2. 会員及び役員名簿
3. 会費徴収台帳
4. 金銭出納簿及び証拠書類
5. 財産台帳
6. 会議録及び書記録

第23条 この会則に定められない軽微の事項は、会長これを処理する。

付則

本会則は、昭和42年 4月 1日より施行

本会則は、昭和46年 4月 1日一部改正

本会則は、昭和51年 4月 1日一部改正

本会則は、昭和57年 4月 1日一部改正

本会則は、昭和61年 4月 1日一部改正

本会則は、平成 5年 4月 1日一部改正

本会則は、平成 9年 4月 1日一部改正

本会則は、平成12年 4月 1日一部改正

本会則は、平成14年 4月 1日一部改正

本会則は、平成15年 4月 1日一部改正

本会則は、平成29年 4月 1日一部改正

本会則は、令和 2年 8月 23日一部改正 (書面決議集計確認日:第4回役員会)

大谷第一自治会

ホームページのアドレスです

(半角英数字)

<http://www.ooya1.web.fc2.com/>

↑  
(数字の1)

↑  
(数字の2)



ケイタイ・スマホの方は、こちらからホームページを開いてください

QRコード

大谷第一自治会  
ホームページ管理委員会